

議案第 17 号

群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合同規約(平成 2 年群馬県指令地第 18 号)の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約(平成2年群馬県指令地第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の5の項中「桐生地域医療組合」を「桐生地域医療企業団」に、「群馬東部水道企業団」を「群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の別表第2の5の項(吾妻環境施設組合に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に吾妻環境施設組合の職員(群馬県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成11年群馬県市町村総合事務組合条例第3号)第2条に規定する職員に該当する者に限る。)が公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合(施行日前の公務又は通勤による負傷又は疾病により施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を除く。)におけるこれらの災害に係る同表の5の項左欄の事務について適用する。

議 案 説 明

議案第 17 号 群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合(以下「総合事務組合」という。)の組織団体である桐生地域医療組合の名称が桐生地域医療企業団に変更されること及び吾妻環境施設組合が新たに総合事務組合に加入し、事務の共同処理を開始することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。